

○総務省告示第四十六号

平成十三年総務省告示第九十号（電波法第二百二条に規定する無線方位測定装置の設置場所に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月八日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

所属総合通信局等の名称		
北海道総合通信局	所在地	無線方位測定装置の設置場所
関東総合通信局		
関東総合通信局		
北陸総合通信局		
九州総合通信局		
沖縄総合通信事務所		
	[略]	緯度 経度

改正前

所属総合通信局電波監理部等の名称		
北海道総合通信局電波監理部	所在地	無線方位測定装置の設置場所
関東総合通信局電波監理部		
関東総合通信局電波監理部		
北陸総合通信局無線通信部		
九州総合通信局電波監理部		
沖縄総合通信事務所情報通信部		
	[同上]	緯度 経度

備考 表中の「」の記載は注記である。